

事 務 連 絡
令和5年(2023年)7月5日

各教育局教育支援課長
各道立学校副校長・教頭 様
各市町村教育委員会次・課長
(各市町村立学校副校長・教頭)

北海道教育庁学校教育局義務教育課課長補佐 成 田 仁
北海道教育庁学校教育局高校教育課課長補佐 岡 本 浩 一
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課課長補佐 仙北谷 逸 生
北海道教育庁 ICT 教育推進局 ICT 教育推進課課長補佐 荒 瀬 匡 宗

「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」
の作成について

このことについては、令和5年(2023年)7月4日付け教義第350号で通知したところですが、ガイドラインでは、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の育成について一層の充実を図る必要があることが示されていることから、これまで文部科学省や道教委が作成した情報モラルに係る教員研修の資料や児童生徒の情報モラルの育成の際に参考となる資料等の一覧を別添のとおり、まとめましたので送付します。

つきましては、各学校において、ガイドラインを基に、別添資料等を参考にするなどして、生成 AI の活用が学習指導要領に示す資質・能力の育成を阻害しないか、活動の目的を達成する上で効果的か否かなど、生成 AI の活用の適否について適切に判断するとともに、児童生徒に情報モラルを含む情報活用能力や各教科等で育成する資質・能力が確実に培われるよう指導願います。

なお、市町村教育委員会においては、所管の学校に周知願います。

(義務教育指導係)
(高校教育指導係)
(特別支援教育指導係)
(ICT教育指導係)